

## 大口定期預金

2018年6月1日現在適用中

項目	内容
1. 商品名	大口定期預金
2. 販売対象	個人および法人の方
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1、2、3、6ヵ月または1、2、3、4、5、7、10年</li> <li>・ 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満</li> </ul> 定型方式の場合には、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時（または継続時）に適用した利率を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>・ 各中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。</li> <li>・ なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70% 小数点第4位以下切り捨て）により計算します。</li> </ul> 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 手数料	特に定めはありません。
8. 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人 分離課税（税率20%）                ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。                マル優でのお取扱いもできます。</li> <li>・ 法人 総合課税</li> </ul>
9. 付加できる 特約事項	個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>原則中途解約はできません。しかし、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。  (中間利払日に支払済の利息は清算させていただきます。)  (中途解約利率)  ①預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合  次の②の方式による利率(小数点第4位以下切り捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率とします。  ②預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合  次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。)  A. 約定利率×70%  B. 約定利率 - <math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math>  (注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を当初約定満期日まで新たに預入するとした場合に適用される利率を表します。くわしくは窓口までお問合わせください。</p>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭のコピーボード・窓口・ホームページでご確認ください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>普通型の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。</p>
<p>13. お客さまへの重要説明事項</p>	<p>当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室 (TEL 0570-017109 または 03-5252-3772)